

ふるさとの進路を決める

秋田県知事選挙

問い合わせ

市選挙管理委員会事務局

☎(866)2260

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/default.htm>

告示 3月29日(木) **投票日 4月15日(日)**

投票時間：午前7時～午後8時

投票できるかた

昭和56年4月16日以前に生まれ、平成12年12月28日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかたです。

3月17日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

平成12年12月15日以降に秋田市から県内の他市町村に転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。この投票の際は、引き続き県内に住所を有することを証する「証明書」(新住所地の市町村で発行)が必要です。ただし、転出先の選挙人名簿に登録されたかたは、転出先で投票することになります。

平成12年12月15日以降に県内の他市町村から秋田市へ転入してきたかたは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所入場券を郵送します

3月29日に入場券を有権者のみなさまに郵送する予定です。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

投票所が一部変わります

第11投票区の一部が築山児童館から南部公民館へ変わります(対象は旧檜山字石塚谷地のかたで檜山城南新町へ住居表示が変わったかた)。

第15投票区が中央図書館明徳館から秋田県立衛生看護学院に変わります。

その他

点字投票 視覚障害者のかたは点字投票ができます。
代理投票 身体の故障などで自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で申請すると代理投票ができます。

開 票 投票日の午後9時15分から市立体育館で。

不在者投票

投票日当日に投票所へ行くことができないかたは、不在者投票ができます。投票する際は「宣誓書」に記入していただきますが、ハンコは不要です。投票所入場券をお持ちいただくと受付が簡単に済みます。

受付期間 3月29日(木)～4月14日(土)

午前8時30分～午後8時

受付場所 市役所分館4階大会議室、土崎支所、新屋支所

不在者投票の主な理由

投票日に仕事がある場合

何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
他の市区町村に住んでいる場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入所、入院中の場合は、その施設で投票できます。各施設の事務局にお話してください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選

挙管理委員会で投票できます。その際に必要な「宣誓書」の用紙は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし対象は身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(注)のあるかたに限られます。

なお、「郵便投票証明書」は、交付の日から7年間有効(ただし平成10年5月31日以前に交付を受けたかたは4年)です。お手持ちの証明書の期限が切れている場合は、再交付の申請をしてください。

一定の障害 = 身体障害者手帳をお持ちで、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級・2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級・3級のかたなど

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で歩行が困難なかたも、秋田市福祉事務所長の証明書を市選挙管理委員会に提出すると郵便投票ができる場合があります。証明書については、市社会福祉課へ申請することになりますが、その前に市選挙管理委員会へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求は4月11日(水)まで受け付けます。

秋田県知事選挙 立候補予定者公開討論会

市民団体「公開討論会を実現する会」では、県知事選挙立候補予定者による公開討論会を開催します。立候補者の生の声を聞かせませんか。3月26日(月)午後6時30分～、文化会館小ホールで。入場無料。直接会場へ。公開討論会を実現する会☎(862)3928